

# 市県民税

個人が1月から12月までの1年間に得た所得に係る市と県の税金です。

## 《市県民税の申告が必要な方》

令和2年1月1日現在、市内に住所があり、次に該当する方です。

- 1 給与・公的年金など以外に所得のある方
- 2 各種控除を申告する方
- 3 所得のない方で国民健康保険に加入している方
- 4 給与、公的年金などの収入がない方で、ご自分の扶養親族にもなっていない65歳以上の方（介護保険の第1号被保険者）
- 5 所得のない方で所得証明書などが必要な方

※①～⑤に該当しても、確定申告をする場合は、市県民税の申告は必要ありません。

## 《市県民税の申告》

申告書は、市県民税の税額を正しく算出する基礎となります。申告がない場合、国民健康保険税や介護保険の保険料・利用料の軽減や減免が受けられない他、市営住宅、融資、児童手当、保育園などの申請に必要な所得証明書なども発行されません。

確定申告が必要なのか、市県民税の申告が必要なのかは、収入状況によつて異なります。どちらで申告すればよいか分からない場合は、市税務課へお気軽にお問い合わせください。



## 介護保険と医療費控除

### 介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば、おむつ代は医療費控除の対象となります。控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、高齢福祉課（東三河広域連合田原窓口）で交付する証明書でも差し支えありません。証明書は、認定に係る主治医意見書にて「おむつを使用することが必要」と確認できた方へ交付します。

### 介護保険の認定を受けた方の障害者控除

認定に係る主治医意見書で、障害の程度や寝たきりであることが確認できれば、障害者控除（特別障害者控除）の対象となります。申告には、高齢福祉課で交付する「認定書」が必要です。（ただし、身体障害者手帳をお持ちの方を除きます）

※証明書・認定書の発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

▶ 高齢福祉課 ☎23-3217

## ●申告相談日程表

受付 ▶ 午前8時～午後4時 申告相談 ▶ 午前9時～

月/日	市役所大会議室	渥美文化会館 (旧中央公民館)	赤羽根市民センター
2/17 月	吉胡・木綿台・吉胡台・西浦・姫見台・光崎	宇津江・八王子・村松	高松校区
18 火	浦	江比間・馬伏	
19 水	川岸・漆田（一～三区）・神戸市場・青津・希望が丘・赤松・志田・新美	伊川津・石神・夕陽が浜	赤羽根校区
20 木	長上・久美原・浜田・百々・新浜	山田・高木・折立	
21 金	大久保	古田・長沢	若戸校区
25 火	相川・谷熊・やぐま台	福江	
26 水	波瀬・片浜・片西・白谷	中山	若戸校区
27 木	雲明・東馬草・山ノ神・西馬草・仁崎	小中山	
28 金	芦・南・彦田・保井・今方・北海道・野田市場・ほとと台	向山・保美・西山	この期間には受け付けを行いません。市役所会場または渥美文化会館会場をご利用ください。
3/2 月	大草・大草団地・南町・谷ノ口・東ヶ谷・東赤石・サンコート	亀山・伊良湖・日出	
3 火	豊島・御殿山	堀切・和地一色	
4 水	加治・赤石・衣笠・東滝頭	小塩津・和地・土田	
5 木	萱町（1～3区）・本町・新町	地区の指定はありません。どなたでも申告できます。	
6 金	一番東・一番西・三番組・四番組東・四番組西・四番組南・蔵王東ヶ丘・蔵王南ヶ丘		
9 月	八軒家・藤七原・鎌田		
10 火	この期間は地区別の指定はありませんが、例年大変混雑します。できる限り早めに申告を行ってください。		
11 水			
12 木			
13 金			
16 月			

- ▶ 市内の会場では、令和2年1月1日現在、市内に住所がある方のみ受け付けます。
- ▶ 赤羽根市民センターでの受付は、2月17日（月）～28日（金）です。3月2日（月）以降は、豊橋税務署もしくは市役所会場または渥美文化会館会場をご利用ください。なお、市県民税申告書は随時受け付けします。
- ▶ 市役所会場では、2月17日（月）～3月16日（月）の期間に税理士による無料税務相談、マイナンバーカード申請用顔写真の無料撮影を行います。（渥美文化会館、赤羽根市民センターでは行いません）
- ▶ 地区別指定日に都合の悪い方は、指定日以外でも、またいずれの申告会場でも受け付けます。なお、豊橋税務署でも申告できます。（税務署での申告受付については14ページをご覧ください）